

陸上貨物運送事業の労働災害の現状

(第 14 次労働災害防止計画)

令和 5 年度から令和 9 年度の 5 か年を計画期間とした、第 14 次労働災害防止計画（以下、14 次防）では、死亡災害 5 %以上の減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ令和 9 年までに減少させることを目標として、各種取組をお願いしております。

業種別の労働災害防止対策の推進として、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせたもの）では、死傷者数を令和 4 年と比較して、令和 9 年までに 5 %以上減少させることを目標としております。

相模原署管内における令和 4 年以降の陸上貨物運送事業に係る労働災害（休業 4 日以上）の発生状況は以下のとおりです。

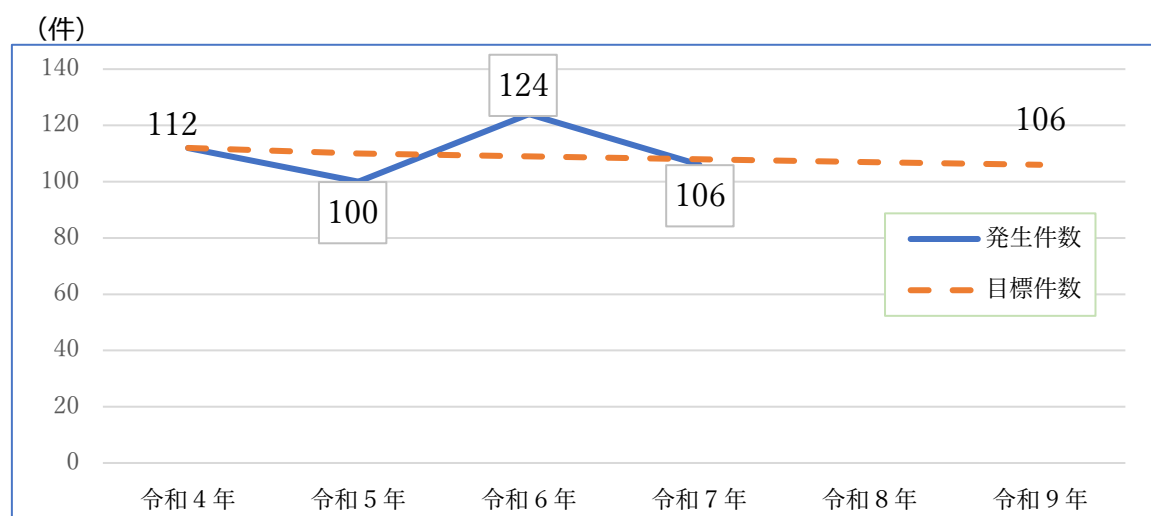


図-1 陸上貨物運送事業に係る令和 4 年以降の労働災害発生

図-1 は、陸上貨物運送事業に係る 令和 4 年以降の労働災害発生件数を示しています。14 次防では基準年（令和 4 年）の発生件数 112 件に対し、5 %以上の減少（令和 9 年で 106 件以下）を目標としています。

14 次防の 1 年目である令和 5 年では、単年度目標の 110 件を下回る 100 件でしたが、令和 6 年は前年に対し急増し、単年度目標より 15 件多い 124 件となりました。令和 7 年は 106 件となっており、令和 6 年より減少し、目標件数と同数という結果となりました。

図-2 は、令和 5 年～7 年の陸上貨物運送事業における事故の型別労働災害発生状況を示しています。

最も多いのは『転倒』で、次いで『墜落・転落』、『動作の反動・無理な動作』となっており、この 3 つの事故の型で、全体の 6 割を占めています。

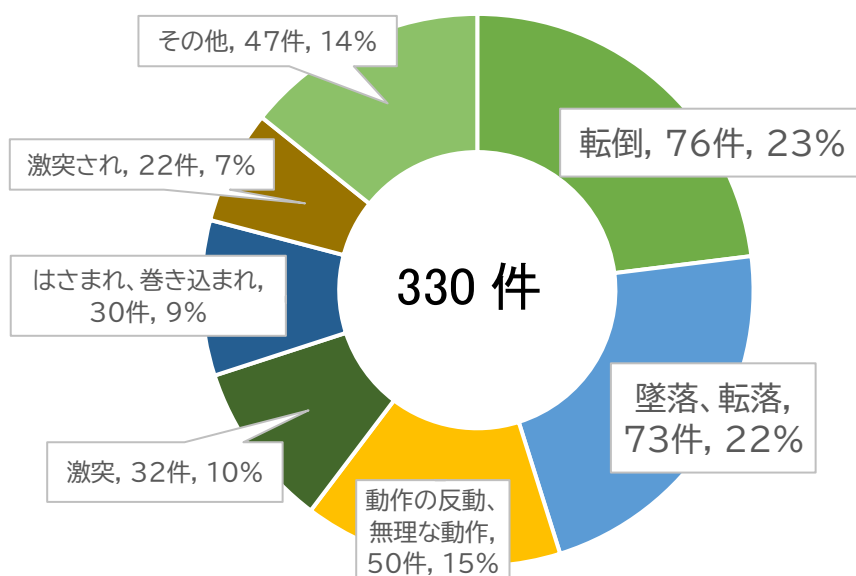


図-2 事故の型別発生件数

事故の型別で『墜落・転落』における起因物別の発生件数において、トラックが起因となるものが40件、約58%を占めており、荷台での荷の積卸し等作業中に誤って墜落・転落する等の災害が後を絶ちません。トラック荷台上における作業時の墜落・転落に対する安全意識の向上、防止措置の徹底が必要となります。

その他、陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主等の事業場構内で発生しており、荷主等が提供する荷卸し場所等の作業環境の影響を受けることから、荷主等の協力が不可欠です。当署管内の陸運団体及び荷主等関係団体、相模原労働基準監督署を構成員とし、安全な荷役作業を行うための作業環境の整備と定着を推進させること等を目的として、相模原地区陸上貨物運送事業者及び荷主等の連絡協議会を設置しています。

前述のような傾向を踏まえ、事業場においては、引き続き次のような取組をお願いします。

1 陸上貨物運送事業者の実施事項

- 安全衛生管理体制の整備(荷役災害防止担当者等の選任、安全衛生方針の表明、荷主等との安全衛生協議組織の設置など)
- 荷役作業における労働災害防止の基本ルールの作成(荷役作業の有無の事前確認方法、余裕を持った着時刻の設定、荷役作業場所の安全性の確保など)
- 荷役作業を行う際に注意すべき事項を策定し労働者へ周知(墜落・転落災害の防止、荷役作業に使用する機械・設備等の労働災害防止対策など)
- 危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメント等の実施
- 荷主等との連携(トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う場合には安全作業に係る連絡書等で確認)

2 荷主等による配慮

- 安全衛生管理体制の整備(荷役災害防止担当者等の選任、陸運事業者と安全衛生協議組織を設置など)
- 荷役作業における労働災害防止の基本ルールの作成(荷役作業を陸運事業者に行わせるための事前通知方法、余裕を持った着時刻の設定、荷役作業場所でドライバーが安全に荷役作業をできるようにするなど)

3 ガイドライン

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、陸上貨物運送事業者、荷主等それぞれの立場での取組をお願いいたします。

《参考となるパンフレット等》(厚生労働省HP等に掲載しています)

[陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには](#)



[テールゲートリフターを安全に使用するために](#)



[ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル
安全に作業するための8つのルール](#)



[交通労働災害を防止しよう
交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント](#)



[STOP! 転倒災害プロジェクト](#)

